

○国土交通省告示第四百七十二号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二十日

国土交通大臣 中野 洋昌

名称 芥川特定都市河川流域

区域 京都府京都市、大阪府高槻市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、近畿地方整備局及び淀川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 芥川特定都市河川

名称	区間	芥川	女瀬川	真如寺川	西山川	東山川	田能川
		右岸 京都府京都市西京区大原野石作町一七五番一地先 左岸 大阪府高槻市大字中畑小字小屋ヶ谷十五番地先	右岸 大阪府高槻市大字奈佐原百十五番一地先 左岸 大阪府高槻市大字奈佐原百十五番一地先	右岸 大阪府高槻市浦堂二丁目七百三十四番九地先 左岸 大阪府高槻市浦堂二丁目六百八十五番三地先	大阪府高槻市塚脇二丁目千百三十五番三地先	大阪府高槻市宮之川原元町千九百六番七地先	右岸 大阪府高槻市大字田能小字飛田四番三地先 左岸 大阪府高槻市大字田能小字永田千八百八十七番地先
	下流端	淀川への合流点	芥川への合流点	芥川への合流点	芥川への合流点	西山川への合流点	芥川への合流点

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。